

6 コイヘルペスウイルス病感染が確定した後の措置

国の確定診断の結果、陽性と判定された施設については、東京都からまん延防止のため魚の処分や施設の消毒などが求められることがあります。

排水や魚の持ち出しの停止: ウイルスが環境中に放出されないよう、排水の停止や魚の持ち出しの停止をします。



魚の処分・消毒の準備: 関係者と東京都、また各関係機関が協議して施設や場所に合わせた最善の方法を検討します



魚の処分と消毒: 法に基づくまん延防止措置として、魚の処分と消毒を行う場合、東京都の定められた職員および関係機関の職員の立ち会いが必要となります。



施設の再開へ